

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年 6 月20日
【会社名】	野村マイクロ・サイエンス株式会社
【英訳名】	Nomura Micro Science Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼最高執行責任者 八巻 由孝
【本店の所在の場所】	神奈川県厚木市岡田二丁目 9 番 8 号
【電話番号】	(0 4 6) 2 2 8 - 5 1 9 5
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 三阪 雅登
【最寄りの連絡場所】	神奈川県厚木市岡田二丁目 9 番 8 号
【電話番号】	(0 4 6) 2 2 8 - 5 1 9 5
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 三阪 雅登
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2019年6月20日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項及び総額

当社普通株式1株につき金30円（普通配当25円、創立50周年記念配当5円）

総額 273,523,920円

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月21日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業の拡大に伴う経営管理体制の一層の強化及び経営基盤の充実に備えるため、取締役の員数を8名以内から10名以内に変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、千田豊作、八巻由孝、内田 誠、依田博明、阿部 嗣、瀬戸口一彦、芳賀孝之、三阪雅登及び西江勝治の9氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として佐藤光輝氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る報酬額設定の件

譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額30,000千円以内とし、これによる発行または処分する当社の普通株式の総数を年50,000株以内とするものであります。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内から年額40,000千円以内と改定するものであります。

第7号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

第50回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任した横川 収及び米川直道の両氏に対し退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	64,443	100	-	（注）1	可決 99.85
第2号議案	64,207	328	-	（注）2	可決 99.49
第3号議案				（注）3	
千田豊作	62,370	2,173	-		可決 96.63
八巻由孝	62,735	1,808	-		可決 97.20
内田 誠	64,017	526	-		可決 99.19
依田博明	64,018	525	-		可決 99.19
阿部 嗣	64,023	520	-		可決 99.19
瀬戸口 一彦	64,023	520	-		可決 99.19
芳賀孝之	63,992	551	-		可決 99.15
三阪雅登	64,023	520	-		可決 99.19
西江勝治	64,002	541	-		可決 99.16
第4号議案	64,254	289	-	（注）3	可決 99.55
第5号議案	62,730	1,813	-	（注）1	可決 97.19
第6号議案	63,881	662	-	（注）1	可決 98.97
第7号議案	62,715	1,828	-	（注）1	可決 97.17

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

以 上